

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

函館市理事の設置および給与等に関する条例の一部改正に
ついて

函館市理事の設置および給与等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市理事の設置および給与等に関する条例の一部を改正
する条例

函館市理事の設置および給与等に関する条例（平成 19 年函館市条例
第 63 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月」を「平成 21 年
4 月から平成 22 年 3 月」に、「100 分の 94」を「100 分の 90」
に改める。

附則第 3 項中「平成 20 年 6 月 1 日」を「平成 21 年 6 月 1 日」に改
める。

附則第 4 項中「平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日」を「
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

理事の給料月額および期末手当の額を平成21年4月から平成22年3月までの間について減額するため